

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成 14 年秋田市条例第 25 号）第 9 条第 2 項第 2 号および秋田市景観条例（平成 21 年秋田市条例第 29 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について調査および審議を求めます。

記

1 調査および審議事項

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議
（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）

2 調査および審議対象事前協議

別紙のとおり